

越 監 公 表 第 7 号

地方自治法第199条第12項の規定により、教育長から平成31年（2019年）4月10日付け越監第5号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

令和元年（2019年）5月29日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

## 監査の結果に係る措置について

教育総務部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

##### (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、庶務事務システムへの入力誤りがあったため過支給となっていたものである。(生涯学習課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただいたことにつきましては、新たな庶務事務システムの運用方法について理解が不足していたため入力誤りが生じ、起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものです。

ご指摘後、速やかに修正処理を行い、平成31年(2019年)1月支給の給与で精算を完了いたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

教育総務部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

**(2) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。**

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 勤務時間数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたもの。  
(生涯学習課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただいたことにつきましては、臨時職員の出勤簿、年次休暇簿及び欠勤届の照合を怠り、出勤簿のみを確認して勤務時間数を集計したことから、1名分の賃金支給金額に不足が生じたものです。

ご指摘後、速やかに支給金額を再確認の上、平成31年(2019年)2月に不足分を支給いたしました。

今後は、複数人で集計内容の確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。

## 監査の結果に係る措置について

教育総務部

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

#### (2) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 勤務時間数を誤って集計したため過支給となっていたもの。(生涯学習課)

### 【措置等の内容】

ご指摘いただいたことにつきましては、臨時職員の出勤簿、年次休暇簿及び欠勤届の照合を怠り、出勤簿のみを確認して勤務時間数を集計したことから、1名分の賃金支給金額に過支給が生じたものです。

ご指摘後、速やかに支給金額を再確認の上、平成31年(2019年)2月に返納処理を完了いたしました。

今後は、複数人で集計内容の確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。